



町長室だより

築上町長 新川 久三



梅雨入りして大雨もなく田んぼの灌漑には程よい梅雨ではないかと考えます。新型コロナウイルス感染症の収束にはまだまだ時間がかかりそうです。日常の一人ひとりの心掛けでコロナ禍を防いで頂きますようお願いいたします。

第2回町議会定例会閉会

6月4日開催の町議会は18日に会期を終え、町長提案の16議案全て可決を戴きました。今回の議会は新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴を自粛するよう防災無線で呼び掛け、その代わりに本会議を「Youtube（ユーチューブ）」で録画放送を行うことになりました。築上町ホームページからも視聴可能です。
一般会計補正予算では7億6千万円を追加し、予算総額が166億3

百万円となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少者等の税の軽減・収納猶予、また障がい者・ひとり親家庭等の医療費支給で認定資格の確認簡素化等の条例改正が主な案件でした。

また議員提案で「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が発議され賛成多数で可決されました。議員提案による条例改正が可決されたことに伴い、町執行部は当該条例については改正前の条例で十分であるとの認識で、この条例はむやみに改正すべき案件ではないことを踏まえ、また改正点の趣旨等が町民および次世代の議員・行政執行者に理解を戴けるのか等々の疑問を抱いており、この条例を執行する者として地方公務員法の規定を拡大解釈する今回可決した条例には同意

できないので、再議に付すため7月1日に議会招集を致しました。

再議に付した提案理由

地方公務員法第16条（欠格事項）及び第28条第4項（降任・免職・休職等）で「職員となることのできないものや失職について、条例でその特例を定めることができる。」とされています。県内の特例規定の制定・運用状況を見ると、福岡県をはじめ6市町村は失職の特例を定めておらず、失職の特例を定めている市町村も条件の差はありますが、執行猶予のみで特例が適用できる団体はなく、運用にあたっては厳格に行うことが適当であると考えます。

地方公務員法第28条第4項は「条例で特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。」となっています。その特別の定めである築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は第5条第1項で「裁判所が過失による罪での判決において禁固刑に執行猶予を付し」かつ、故意でなく重大な過失でない場合は任命権者が失

職させないことができるという規定ですが、この条例は地方公務員法で許容された必要最低限の特例を設けているもので、地方公務員法の解釈をより拡大すべきではなく、また、地方公務員法第16条（欠格事項）に該当する職員を刑の執行猶予が言い渡されたことのみで救済しうる規定をつくることは職員を含む町全体が住民からの信頼を失いかねず、住民の理解を得ることができないため、条例改正の必要はないと考えます。

以上により6月18日議決の改正条例を地方自治法第176条第1項の規定により再議に付すものであります。全国の地方自治体で今回議会が可決したものと同様の条例を制定している団体は数団体ありますが、この規定の適用事例はなく、適用にあたっては執行猶予という条件のみならず、他の条件も総合的に勘案していくとのことですので、なお、国家公務員にはこのような特別規定は存在していないことも申し添えます。
暑い夏に向け、皆様にはどうぞご自愛いただくようお願いいたします。